

養育費の支払について

福岡家庭裁判所

養育費の支払方法については、**各銀行の「自動送金サービス」**を活用することができます。なお、裁判所での調停手続等で、当事者間の合意があれば、調停条項の中で自動送金条項を設けることも可能です。

養育費とは・・・

養育費は、子どもが健やかに成長するために必要な費用です。両親がその経済力に応じて養育費を分担することになります。離婚した場合であっても、親であることに変わりはなく、子どもの養育に必要な費用を分担しなければなりません。子どもと離れて暮らす親は、直接養育にあたっている親に対し、養育費の支払義務を負います。

支払方法について

自動送金サービスが便利です！！

【自動送金サービスとは】

事前に銀行に申込みにより、養育費を負担する人の口座から受取人（お子様等）の口座に自動的に振込みを行うサービスです。

【メリット】

①時間の節約

毎月の振込みの手続の手間がかかりません。
振込みの都度、銀行等へ出向く必要がありません。

②払い忘れの防止

毎月の振込みのうっかり忘れがなくなります。

③手数料の節約

支払義務者の口座と受取人の口座とが同じ銀行であれば送金手数料が無料となる場合や手数料が割安になる場合もあります。

【注意事項】

- 事前の申込時に契約手数料が必要となる場合があります。
- 申込みから登録手続の完了までには一定の時間がかかりますので、自動送金サービスが開始されるまでは、養育費を負担する人が自分で振込みをする必要があります。
- **詳細は、各銀行にご確認ください。**